

さいたま市告示一覧

（ 令和2年12月1日から
同月15日まで ）

【目次】

- | | | |
|--------|-------------------------------|------------------------|
| 第1712号 | 選挙権を有する者の100分の1の数 | 【総務局総務部行政透明推進課】 |
| 第1713号 | 市営住宅の入居者の公募 | 【建設局建築部住宅政策課】 |
| 第1714号 | 財政状況の公表 | 【財政局財政部財政課】 |
| 第1715号 | 景観重要建造物の指定 | 【都市局都市計画部都市計画課】 |
| 第1716号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1717号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1718号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1719号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1720号 | 第1号事業者の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1721号 | 居宅サービス等を行う事業者又は施設の廃止 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1722号 | 下水道排水設備指定工事店の指定 | 【建設局下水道部下水道維持管理課】 |
| 第1723号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1724号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1725号 | 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】 |
| 第1726号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1727号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1728号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1729号 | 地域密着型サービスを行う事業者又は施設の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

- 第1730号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1731号 農用地利用集積計画を定めた件
【経済局農業政策部農業政策課】
- 第1732号 予算の公表
【財政局財政部財政課】
- 第1733号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1734号 さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱の一部を改正する告示
【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
- 第1735号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1736号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1737号 屋外広告物の保管
【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
- 第1738号 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1739号 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1740号 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1741号 指定自立支援医療機関（精神通院）の辞退の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1742号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1743号 屋外広告物の保管
【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】
- 第1744号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1745号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1746号 令和2年7月豪雨による被災者に対する市税の申告等の期限の指定
【財政局税務部税制課】
- 第1747号 公印の改刻
【総務局総務部総務課】
- 第1748号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1749号 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第1750号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

第1751号	国民健康保険の被保険者証等の無効	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第1752号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第1753号	介護老人保健施設の指定の一部停止	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第1754号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所資産課税課】
第1755号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所資産課税課】
第1756号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所個人課税課】
第1757号	大規模小売店舗の変更の届出	【経済局商工観光部商業振興課】
第1758号	大規模小売店舗の新設の届出	【経済局商工観光部商業振興課】
第1759号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所個人課税課】
第1760号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所個人課税課】
第1761号	統計調査の実施	【都市戦略本部都市経営戦略部】
第1762号	放置自転車等の撤去及び保管 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】	
第1763号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部年金医療課】
第1764号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部年金医療課】
第1765号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第1766号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第1767号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第1768号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第1769号	指定緑地の指定	【都市局都市計画部みどり推進課】
第1770号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1771号	土地区画整理審議会委員選挙の期日及び選挙人名簿の縦覧 【都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所】	

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

- | | | |
|--------|------------------|------------------------|
| 第1772号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第1773号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1774号 | 都市公園の供用開始 | 【都市局都市計画部都市公園課】 |
| 第1775号 | 大規模小売店舗の変更の届出 | 【経済局商工観光部商業振興課】 |

さいたま市告示第1712号

さいたま市議会資産等公開審査会条例（平成15年さいたま市条例第44号）第3条第1項の規定に基づく審査の申出をするのに必要な者の数について、次のとおり告示する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 さいたま市議会資産等公開審査会条例第3条第1項に規定する選挙権を有する者の100分の1の数

10,944人

- 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課情報提供係
- (2) 電話 048(829)1117

さいたま市告示第1713号

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）第4条第1項に規定する市営住宅入居者募集を次のとおり実施するので、同条第2項第3号の規定により告示する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 募集住宅

(1) 一般住宅

住宅名	間取り	戸数	家賃	所在地
道祖土戸崎団地	2DK	6戸	27,700円～54,400円	緑区道祖土1丁目26番18号
植水住宅	3K	1戸	21,900円～43,100円	西区佐知川1123番地1
西本郷住宅	2DK	2戸	25,700円～50,600円	北区本郷町17番地1
今羽住宅	3K	3戸	14,300円～23,600円	北区今羽町244番地2
上町住宅	2UDK	1戸	13,500円～26,500円	中央区本町西3丁目9番1号 他
大谷口細野団地	3DK	1戸	26,000円～51,000円	南区大谷口1176番地 他
浮谷住宅（A棟）	2LDK	2戸	26,600円～52,200円	岩槻区浮谷2042番地1

(2) 一般住宅（3人以上世帯）

住宅名	間取り	戸数	家賃	所在地
道祖土戸崎団地	3DK	16戸	35,400円～69,600円	緑区道祖土1丁目26番18号
東町1住宅	3DK	2戸	27,600円～54,200円	岩槻区東町1丁目5番12号

(3) 単身住宅

住宅名	間取り	戸数	家賃	所在地
道祖土戸崎団地	1DK	16戸	22,300円～43,700円	緑区道祖土1丁目26番18号
浮谷住宅（A棟）	1DK	4戸	18,100円～35,600円	岩槻区浮谷2042番地1

(4) 車イス住宅

住宅名	間取り	戸数	家賃	所在地
道祖土戸崎団地	2DK	2戸	35,500円～69,600円	緑区道祖土1丁目26番18号

(5) 車イス単身住宅

住宅名	間取り	戸数	家賃	所在地
道祖土戸崎団地	1DK	2戸	28,000円～54,900円	緑区道祖土1丁目26番18号

2 入居資格

(1) 申込みできる方は、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- ア 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること（単身住宅を除く）
- イ 市内に住所又は勤務場所を有していること
- ウ 地方税に滞納がないこと
- エ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと
- オ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと
- カ 世帯全員の収入の総額が条例で定める基準内であること

3 申込み方法

(1) 募集案内の配布場所

ア 市役所住宅政策課

イ 各区役所くらし応援室

ウ 各支所

エ 各市民の窓口

オ 岩槻南部・北部公民館

カ 埼玉県住宅供給公社（市町村営住宅課、大宮支所、岩槻支所、住まい相談プラザ）

(2) 申込期間 令和2年12月1日（火）から令和2年12月31日（木）

(3) 申込先 埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課

(4) 申込方法 郵送

(5) 抽選日 令和3年1月21日（木）

4 入居時期

令和3年4月1日（木）以降

5 連絡先

(1)担当 さいたま市役所建設局建築部住宅政策課住宅整備係

(2) 電話 048（829）1521

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1714号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の3第1項及びさいたま市財政状況の公表に関する条例（平成13年5月1日法律第49号）第2条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間における本市の財政状況を別紙のとおり（別紙省略）告示する。

なお、この告示は、令和2年12月1日から適用する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1715号

景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に規定する景観重要建造物を次のとおり指定したので、さいたま市景観条例（平成22年さいたま市条例第20号）第24条第2項の規定により告示する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 指定した景観重要建造物の名称
岩槻人形博物館
- 2 指定した景観重要建造物の所在地
さいたま市岩槻区本町六丁目1番1号

さいたま市告示第1716号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字平林寺字西451番4、451番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年3月23日

第開 - N2019150号

4 検査済証番号

令和2年11月30日

第完 - N2019150号

さいたま市告示第1717号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区堀崎町1106番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年 2月28日

第開 - N2019147号

4 検査済証番号

令和2年11月30日

第完 - N2019147号

さいたま市告示第1718号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区南平野一丁目11番2（1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市南越谷一丁目2905番地3

中央グリーン開発株式会社 代表取締役 中内 慶太郎

3 許可番号

令和2年6月22日 第開 - N2020026号

4 検査済証番号

令和2年11月30日

第完1N2020026号

さいたま市告示第1719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項第1号、第85条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号の規定により告示する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 訪問看護リハビリステーションつばさ大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目257番地1

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 株式会社渡辺商事

エ 申請者住所 東京都千代田区九段南4丁目6番6号

オ 代表者 代表取締役 渡辺 敏明

カ 指定番号 1166591234

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(2) 訪問看護リハビリステーションつばさ大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目257番地1

イ 事業種別 介護予防訪問看護

ウ 申請者 株式会社渡辺商事

エ 申請者住所 東京都千代田区九段南4丁目6番6号

オ 代表者 代表取締役 渡辺 敏明

カ 指定番号 1166591234

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(3) 居宅介護支援事業所 メープル東岩槻

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻1丁目5番地1

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社グラビティ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻2丁目2番地20

オ 代表者 代表取締役 向井 恵祐

カ 指定番号 1176518460

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(4) こびっと

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷3丁目12番15号 平和工業第2ビル202号室

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 特定非営利活動法人Village

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区真福寺1208番地2

オ 代表者 理事 村形 慶法

カ 指定番号 1176518478

キ 指定年月日 令和2年12月1日

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

- (5) ケアプランあかり 西大宮
- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区西大宮1丁目55番地4
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 申請者 株式会社海元
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区大字西遊馬1998番地1
- オ 代表者 代表取締役 松岡 誠
- カ 指定番号 1176518486
- キ 指定年月日 令和2年12月1日
- (6) デイサービス ソラストさいたま中央
- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社ソラスト
- エ 申請者住所 東京都港区港南1丁目7番18号
- オ 代表者 代表取締役 藤河 芳一
- カ 指定番号 1176518494
- キ 指定年月日 令和2年12月1日
- (7) デイサービスセンターエクラシア見沼深作
- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区深作2丁目23番地1
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社ウェルオブ東部
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目3番9号 ツネビル1階
- オ 代表者 代表取締役 野田 治希
- カ 指定番号 1176518502
- キ 指定年月日 令和2年12月1日
- (8) 株式会社 はちみつケア
- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区本郷町351番地
- イ 事業種別 福祉用具貸与
- ウ 申請者 株式会社 はちみつケア
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区本郷町351番地
- オ 代表者 代表取締役 穉本 史郎
- カ 指定番号 1176518510
- キ 指定年月日 令和2年12月1日
- (9) 株式会社 はちみつケア
- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区本郷町351番地
- イ 事業種別 特定福祉用具販売
- ウ 申請者 株式会社 はちみつケア
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区本郷町351番地
- オ 代表者 代表取締役 穉本 史郎
- カ 指定番号 1176518510

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(10) 株式会社 はちみつケア

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区本郷町 351 番地

イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与

ウ 申請者 株式会社 はちみつケア

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区本郷町 351 番地

オ 代表者 代表取締役 穂本 史郎

カ 指定番号 1176518510

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(11) 株式会社 はちみつケア

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区本郷町 351 番地

イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売

ウ 申請者 株式会社 はちみつケア

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区本郷町 351 番地

オ 代表者 代表取締役 穂本 史郎

カ 指定番号 1176518510

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(12) 介護付有料老人ホーム ソラスト大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町 1 丁目 46 番地 1

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ソラスト

エ 申請者住所 東京都港区港南 1 丁目 7 番 18 号

オ 代表者 代表取締役 藤河 芳一

カ 指定番号 1176518528

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(13) 介護付有料老人ホーム ソラスト大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町 1 丁目 46 番地 1

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ソラスト

エ 申請者住所 東京都港区港南 1 丁目 7 番 18 号

オ 代表者 代表取締役 藤河 芳一

カ 指定番号 1176518528

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(14) 介護付有料老人ホーム ソラストさいたま中央

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 8 丁目 2 番 5 号

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ソラスト

エ 申請者住所 東京都港区港南 1 丁目 7 番 18 号

オ 代表者 代表取締役 藤河 芳一

カ 指定番号 1176518536

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(15) 介護付有料老人ホーム ソラストさいたま中央

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ソラスト

エ 申請者住所 東京都港区港南1丁目7番18号

オ 代表者 代表取締役 藤河 芳一

カ 指定番号 1176518536

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(16) みやぎ訪問介護ステーション

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東3丁目7番地37

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社AQUA

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東2丁目2番地11

オ 代表者 代表取締役 山下 幸司

カ 指定番号 1176518544

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(17) 訪問介護ステーションつばさ大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目257番地1

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社渡辺商事

エ 申請者住所 東京都千代田区九段南4丁目6番6号

オ 代表者 代表取締役 渡辺 敏明

カ 指定番号 1176518551

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(18) さいたまやすらぎの里

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区御町2丁目21番地1

イ 事業種別 短期入所生活介護

ウ 申請者 社会福祉法人 安心会

エ 申請者住所 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-928-1

オ 代表者 理事長 片居木 裕明

カ 指定番号 1176502613

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(19) さいたまやすらぎの里

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区御町2丁目21番地1

イ 事業種別 介護予防短期入所生活介護

ウ 申請者 社会福祉法人 安心会

エ 申請者住所 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-928-1

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

オ 代表者 理事長 片居木 裕明

カ 指定番号 1176502613

キ 指定年月日 令和2年12月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048（829）1265

さいたま市告示第1720号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) デイサービス ソラストさいたま中央

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 株式会社ソラスト

エ 申請者住所 東京都港区港南1丁目7番18号

オ 代表者 代表取締役 藤河 芳一

カ 指定番号 1176518494

キ 指定年月日 令和2年12月1日

(2) サニーランドデイ

ア 事業所住所 埼玉県川口市戸塚東1-5-21-101 志陽ハイツ戸塚東

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 株式会社サニーランドジャパン

エ 申請者住所 埼玉県川口市上青木1-1-5

オ 代表者 代表取締役 仲島 行男

カ 指定番号 1190201010

キ 指定年月日 令和2年12月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1721号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号の規定により告示する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

- (1) 厚生福祉自動車有限会社 ハローケアサービス
ア 住所 埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目27番5号
イ 事業種別 福祉用具貸与
ウ 申請者 厚生福祉自動車有限会社
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目27番5号
オ 代表者 代表取締役 伊藤 晴之
カ 指定番号 1176507208
キ 廃止年月日 令和2年10月31日
- (2) 厚生福祉自動車有限会社 ハローケアサービス
ア 住所 埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目27番5号
イ 事業種別 特定福祉用具販売
ウ 申請者 厚生福祉自動車有限会社
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目27番5号
オ 代表者 代表取締役 伊藤 晴之
カ 指定番号 1176507208
キ 廃止年月日 令和2年10月31日
- (3) 厚生福祉自動車有限会社 ハローケアサービス
ア 住所 埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目27番5号
イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与
ウ 申請者 厚生福祉自動車有限会社
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目27番5号
オ 代表者 代表取締役 伊藤 晴之
カ 指定番号 1176507208
キ 廃止年月日 令和2年10月31日
- (4) 厚生福祉自動車有限会社 ハローケアサービス
ア 住所 埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目27番5号
イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売
ウ 申請者 厚生福祉自動車有限会社
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目27番5号
オ 代表者 代表取締役 伊藤 晴之
カ 指定番号 1176507208
キ 廃止年月日 令和2年10月31日
- (5) 株式会社 アムス

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

ア 住所 埼玉県さいたま市西区大字宝来6-1-2番地1
イ 事業種別 特定福祉用具販売
ウ 申請者 株式会社 アムス
エ 申請者住所 埼玉県戸田市笹目6-17-1-106
オ 代表者 代表取締役 森山 えり子
カ 指定番号 1176508826
キ 廃止年月日 令和2年11月10日

(6) 株式会社 アムス

ア 住所 埼玉県さいたま市西区大字宝来6-1-2番地1
イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売
ウ 申請者 株式会社 アムス
エ 申請者住所 埼玉県戸田市笹目6-17-1-106
オ 代表者 代表取締役 森山 えり子
カ 指定番号 1176508826
キ 廃止年月日 令和2年11月10日

(7) 悠楽里 おおみや

ア 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目4-6番地1
イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 ライフサポート株式会社
エ 申請者住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目34番7号
オ 代表者 代表取締役 西崎 修治
カ 指定番号 1176502209
キ 廃止年月日 令和2年11月30日

(8) 悠楽里 おおみや

ア 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目4-6番地1
イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 ライフサポート株式会社
エ 申請者住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目34番7号
オ 代表者 代表取締役 西崎 修治
カ 指定番号 1176502209
キ 廃止年月日 令和2年11月30日

(9) デイサービス悠楽里

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
イ 事業種別 通所介護
ウ 申請者 ライフサポート株式会社
エ 申請者住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目34番7号
オ 代表者 代表取締役 西崎 修治
カ 指定番号 1176503405
キ 廃止年月日 令和2年11月30日

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

(10) デイサービス悠楽里

- ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 ライフサポート株式会社
- エ 申請者住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目34番7号
- オ 代表者 代表取締役 西崎 修治
- カ 指定番号 1176503405
- キ 廃止年月日 令和2年11月30日

(11) 悠楽里さいたま中央

- ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
- イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 ライフサポート株式会社
- エ 申請者住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目34番7号
- オ 代表者 代表取締役 西崎 修治
- カ 指定番号 1176503645
- キ 廃止年月日 令和2年11月30日

(12) 悠楽里さいたま中央

- ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
- イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 ライフサポート株式会社
- エ 申請者住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目34番7号
- オ 代表者 代表取締役 西崎 修治
- カ 指定番号 1176503645
- キ 廃止年月日 令和2年11月30日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1722号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第409号	株式会社 ライズ	さいたま市見沼区堀崎町465番地2	渡部 義広

2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和2年12月1日から令和6年3月31日まで

5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

さいたま市告示第1723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区大字塚本字西耕地215番1、215番3、215番4、215番5、215番6、215番7、215番8、215番9、215番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区高田馬場三丁目46番25号
アイディホーム株式会社 代表取締役 久林 欣也
- 3 許可番号
令和2年11月11日
第 変2S2020047 号
- 4 検査済証番号
令和2年12月1日
第 完 - S2020047 号

さいたま市告示第1724号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年12月8日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
12月 1日	猫	岩槻区長宮	雑種	オス	茶トラ	6~12ヶ 月齢	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1725号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和2年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定を受けた者

- (1) 事業名 さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業
- (2) 施行者 さいたま市

2 指定した道路の概要

- (1) ①名称 区10-1号線
②幅員 10～16m
③延長 136.7m
- (2) ①名称 区6-5号線
②幅員 6m
③延長 3.5m
- (3) ①名称 区6-6号線
②幅員 6m
③延長 2.4m
- (4) ①名称 区6-9号線
②幅員 6m
③延長 6.5m
- (5) ①名称 区6-10号線
②幅員 6m
③延長 3.2m

3 道路の指定場所

- ・ 次の表のとおり

土地の表示				
区名	大字・町名	字・丁目	地番	
緑区	中野田	堀ノ内	1458番	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1459番1	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1460番	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1465番	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1464番	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1466番	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1467番	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1475番	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1541番6	一部

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

緑区	中野田	堀ノ内	1541番7	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1461番3	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1471番	一部
緑区	中野田	堀ノ内	1475番	一部

さいたま市告示第1726号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稲荷越316番1、316番3、316番4、316番5、316番6、316番7、316番8、316番9、317番1、317番4、317番5、318番1、318番3（うち第一工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年11月19日

第 変 - S 2 0 1 9 0 9 7 号

4 検査済証番号

令和2年12月1日

第 完 1 S 2 0 1 9 0 9 7 号

さいたま市告示第1727号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字高曾根字中曾根939番1、939番5、939番6、939番7、939番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和2年7月31日
第開-N2020055号

4 検査済証番号

令和2年12月2日
第完-N2020055号

さいたま市告示第1728号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月4日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市緑区芝原三丁目8番12、8番13、8番25
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区石神井町2-26-11
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
- 3 許可番号
令和2年11月16日
第 変 - S 2 0 1 9 1 0 3 号
- 4 検査済証番号
令和2年12月3日
第 完 - S 2 0 1 9 1 0 3 号

さいたま市告示第1729号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和2年12月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

- (1) デイサービス リハビリテーションこんね藤井
- ア 事業所住所 山梨県韮崎市藤井町駒井 2658 番地 1
- イ 事業種別 地域密着型通所介護
- ウ 申請者 株式会社 C o n n e
- エ 申請者住所 山梨県韮崎市藤井町駒井 2658 番地 1
- オ 代表者 代表取締役 宮尾 一久
- カ 指定番号 1970900328
- キ 指定年月日 令和2年12月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048-829-1265

さいたま市告示第1730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区東大成町二丁目674番11、674番12、674番13、674番14、
674番15、674番16、674番17、674番18、674番19、674番20、
674番21、674番22

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区大成町二丁目274番地

株式会社 ヤマギシライフコーポレーション 代表取締役 山岸 俊和

3 許可番号

令和2年9月10日

第開-N2020071号

4 検査済証番号

令和2年12月3日

第完-N2020071号

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1731号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和2年12月4日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1732号

令和2年さいたま市議会12月定例会において議決された次の補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり（別紙省略）公表する。

令和2年12月4日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第17号）
- 2 令和2年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

さいたま市告示第1733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区三橋六丁目583番1、583番4、583番5、583番6、583番7、
583番8、583番9、583番10、583番11、583番12、583番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号

株式会社 東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

3 許可番号

令和2年8月28日

第変-N2019126号

4 検査済証番号

令和2年12月3日

第完-N2019126号

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1734号

さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月4日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱の一部を改正する告示

さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱（平成13年さいたま市告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの高齢者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、</u>市長が必要と認め た者</p> <p style="text-align: center;">(変更の届出)</p> <p>第5条 <u>福祉電話の設置を受けた者</u>（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(費用の負担)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 <u>利用者は、当該福祉電話に関する次に掲げる費用を負担するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 <u>市長は、利用者の死亡その他やむを得ない理由により前項の規定による費用の負担が困難であると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該費用を負担することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(電話の返還)</p> <p>第7条 市長は、<u>利用者が</u>次の各号のいずれかに該当したときは、福祉電話を返還させるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、市内に居住する<u>おおむね</u>65歳以上のひとり暮らしの高齢者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市長が必要と認め た者</p> <p style="text-align: center;">(変更の届出)</p> <p>第5条 <u>利用者は、</u>次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(費用の負担)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 <u>福祉電話の設置を受けた者は、</u>当該福祉電話に関する次に掲げる費用を負担するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">(電話の返還)</p> <p>第7条 市長は、<u>設置を受けた者が</u>次の各号のいずれかに該当したときは、福祉電話を返還させるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱第2条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る高齢者福祉電話の設置について適用し、同日前の申請に係る高齢者福祉電話の設置については、なお従前の例による。

さいたま市告示第1735号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年11月27日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 72台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/11/30	南浦和駅西口	石川県警察金沢739836	G2YG05942		
2020/11/30	武蔵浦和駅	不明	SH1M8267		
2020/11/30	西浦和駅	埼玉県警20-200166442	STJ026790		
2020/12/01	南浦和駅東口	埼玉県警19-195229716	STC305649		
2020/12/01	南浦和駅東口	埼玉県警18-8013878	S7L102250		
2020/12/01	南浦和駅西口	埼玉県警18-8014097	S1L91527		
2020/12/01	南浦和駅西口	埼玉県警15-536126?	STNLA22669		
2020/12/01	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6294861	A16AD12070		
2020/12/01	武蔵浦和駅	兵庫県警100G-127519	75C3595		
2020/12/02	南浦和駅東口	埼玉県警19-193858279	SVSD00607		
2020/12/02	南浦和駅西口	埼玉県警18-8151588	B6C63963		
2020/12/02	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6022013	GC5K01194		
2020/12/03	南浦和駅東口	埼玉県警10-0560022	T80NF414		
2020/12/03	南浦和駅西口	赤羽F-59693	63C7544		
2020/12/04	東浦和駅	埼玉県警19-190283623	SNSJ03431		
2020/12/04	武蔵浦和駅	埼玉県警20-203407203	SUC336725		
2020/12/04	武蔵浦和駅	不明	022C1225K		
2020/12/04	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8543854	A18AK24258		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/11/30	大宮駅東口	埼玉県警15-5430235	STNKZ07353		
2020/11/30	大宮駅東口	香川県警AC14994	FBD1J263271		
2020/11/30	大宮駅西口	宮城県警02956876	F180383100		
2020/11/30	大宮駅西口	埼玉県警12-2250974	UF03508		
2020/11/30	大宮駅西口	不明	CW71002129		
2020/11/30	大宮駅西口	埼玉県警19-191864549	A18AL29922		
2020/11/30	大宮駅西口	埼玉県警18-8295702	A18AB06891		
2020/11/30	大宮駅西口	埼玉県警19-192335868	H9F22752		
2020/11/30	宮原駅東口	埼玉県警17-7176627	S6H126932		
2020/11/30	土呂駅西口	不明	S9975550		
2020/11/30	東大宮駅西口	埼玉県警20-203667299	SUE081510		
2020/12/01	大宮駅東口	埼玉県警01-1171229	1B31827		
2020/12/01	大宮駅西口	埼玉県警13-3351262	SND103274		
2020/12/01	七里駅	埼玉県警18-8478808	B8F41816		
2020/12/01	新都心駅東口	埼玉県警15-5214187	HG4TJ10253		
2020/12/02	大宮駅西口	不明	JQ1707094		
2020/12/02	大宮駅西口	埼玉県警20-203152574	STTGF04846		
2020/12/02	大宮駅西口	愛知県警21-ナ-36635	SUE011183		
2020/12/02	大宮駅西口	埼玉県警09-9520141	CD09G24821		
2020/12/02	大和田駅	埼玉県警19-195452989	STJ019083		
2020/12/03	大宮駅東口	埼玉県警20-200193636	SVTE01931		
2020/12/03	大宮駅西口	埼玉県警20-201616581	STK338324		
2020/12/04	大宮駅西口	埼玉県警12-2322145	TM1L24792		
2020/12/04	西大宮駅北口	宮城県警02801805	A16AL15059		
2020/12/04	西大宮駅北口	埼玉県警17-7228086	A16AH78743		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/11/30	浦和駅東口	埼玉県警18-8195221	SZ14081907		
2020/11/30	浦和駅西口	埼玉県警14-4520637	S0J105783		
2020/11/30	浦和駅西口	大森G-71435	B9K52694		
2020/11/30	浦和駅西口	埼玉県警18-8440121	SNSG01631		
2020/11/30	北与野駅	埼玉県警18-8267935	A18AB39516		
2020/11/30	南与野駅	埼玉県警14-4177171	VF13L06509		
2020/12/01	浦和駅西口	高津0258577	K10HK00154		
2020/12/01	浦和駅西口	埼玉県警19-192461537	JH9C06562		
2020/12/01	北浦和駅東口	埼玉県警18-8510160	F181085195		
2020/12/01	与野駅西口	愛知県警17-コ-65534	B7B56057		
2020/12/01	与野駅西口	埼玉県警19-192402727	G9C03195		
2020/12/01	中浦和駅	埼玉県警12-2527371	S2C62543		
2020/12/01	新都心駅西口	埼玉県警18-8544569	0H13245		
2020/12/01	新都心駅西口	埼玉県警20-204300828	LFG40089		
2020/12/02	浦和駅西口	埼玉県警16-6570033	A16AH20199		
2020/12/02	北与野駅	埼玉県警19-193546790	FC9E01275		
2020/12/03	浦和駅東口	埼玉県警19-191994027	B15E00249		
2020/12/03	浦和駅東口	埼玉県警18-8019818	JL17053407		
2020/12/03	浦和駅東口	埼玉県警17-7472063	B6J78841		
2020/12/03	浦和駅東口	埼玉県警18-8323158	STQLA05342		
2020/12/03	浦和駅西口	埼玉県警18-8487638	A17AX04635		
2020/12/03	北浦和駅東口	埼玉県警17-7441316	S7E006679		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警16-6012037	A15AJ05026		
2020/12/03	北浦和駅西口	愛知県警19-ナ-93044	B8C920227		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警20-203414048	A19AK67007		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警17-7076559	LBJ31281		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警16-6392083	B6F50812		
2020/12/03	北浦和駅西口	不明	B0C79679		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警20-200164164	A19AH39201		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-195223068	H9SI01696		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警15-5140310	T25PG325		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-194438389	A19AF24604		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警17-7371617	S7B108718		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警20-202909167	GF1L66599		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警16-6130360	B5H07667		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警17-7492866	H7F94388		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-191818318	A19PB03718		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警20-201562945	STL059861		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警14-4223325	A14AC13626		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-192784999	STE326663		
2020/12/03	北浦和駅西口	赤羽F-14149	C82D1967		
2020/12/03	北浦和駅西口	練馬G-61994	SQC063774		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警15-5269664	A15PA17532		
2020/12/03	北浦和駅西口	不明	CS31204983		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警19-190163490	B8G74435		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警18-8245453	SSA041878		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警20-202601162	K4FK19007		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警20-202907989	ZXL2059224		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警10-0147992	AS91100942		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警18-8523728	V180902999		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警18-8115998	V171101591		
2020/12/03	北浦和駅西口	埼玉県警20-203715048	B0C67788		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/12/03	与野駅西口	千葉県警メ-189421	SB692704		
2020/12/04	浦和駅西口	埼玉県警15-5491348	H5H18193		
2020/12/04	与野駅西口	埼玉県警15-5140418	JH4K08884		
2020/12/04	与野駅西口	不明	SSA362818		
2020/12/04	新都心駅西口	立川L-48431	S9WA00687		
2020/12/04	北与野駅	埼玉県警19-193542476	E2011503		
2020/12/05	浦和駅西口	埼玉県警20-200162811	VF19J01171		
2020/12/05	浦和駅西口	埼玉県警20-204104280	A19PL10855		
2020/12/05	浦和駅西口	埼玉県警18-8487638	A17AX04635		
2020/12/05	北浦和駅東口	埼玉県警18-8332440	ZY7L006165		
2020/12/05	北浦和駅東口	不明	F203Y0598		
2020/12/05	北浦和駅東口	埼玉県警17-7016461	S6J117133		
2020/12/05	北浦和駅西口	不明	K18DK10333		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/11/30	岩槻駅	埼玉県警19-194054580	SVTF00319		
2020/11/30	岩槻駅	埼玉県警20-201216419	K15I0232		
2020/11/30	岩槻駅	埼玉県警20-201889022	SUC014549		
2020/11/30	岩槻駅	埼玉県警14-4525274	S0E035514		
2020/11/30	岩槻駅	高尾B-14554	K154467		
2020/12/01	岩槻駅	千葉県警1-156647	VF17I01526		
2020/12/01	岩槻駅	埼玉県警15-5175520	S0I053769		
2020/12/02	浦和美園駅	埼玉県警11-1303718	S1C94994		
2020/12/03	岩槻駅	宮城県警02872583	JJ13D25881		
2020/12/03	岩槻駅	埼玉県警20-202771653	SUD088936		

合計: 118台

さいたま市告示第1736号

さいたま市の発注する「（仮称）三崎広場園路整備外工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年12月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-3164-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	（仮称）三崎広場園路整備外工事								
工事場所	さいたま市浦和区大字三崎地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年3月19日まで								
概要	休養施設工一式 便益施設工一式 園路広場工一式 給水設備工一式 排水設備工一式 電気設備工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	18,480,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年12月23日（水）午前9時から 令和2年12月25日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年1月5日（火）午前9時から 令和3年1月6日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年1月7日（木）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年12月7日（月）から							
	質問受付期間	令和2年12月 7日（月）午前9時から 令和2年12月22日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年12月25日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部見沼田圃政策推進室 電話 048-829-1413								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1737号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月7日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札 494 枚
 - (1) 立看板 32 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり
- 3 保管場所
さいたま市緑区宮本2丁目16番地3
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
 - (2) 電話 048（840）6178

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和2年12月7日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	西区	立看板	11	令和2年11月2日	13時00分 から 17時00分	令和2年11月2日	17時00分	
2	西区	はり札	5	令和2年11月2日	13時00分 から 17時00分	令和2年11月2日	17時00分	
3	中央区	はり札	1	令和2年11月4日	11時00分 から 12時00分	令和2年11月4日	12時00分	
4	浦和区	はり札	7	令和2年11月4日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月4日	17時00分	
5	桜区	はり札	15	令和2年11月4日	14時00分 から 16時00分	令和2年11月4日	16時00分	
6	桜区	立看板	3	令和2年11月4日	14時00分 から 16時00分	令和2年11月4日	16時00分	
7	南区	はり札	25	令和2年11月5日	9時00分 から 12時00分	令和2年11月5日	12時00分	
8	南区	立看板	7	令和2年11月5日	9時00分 から 12時00分	令和2年11月5日	12時00分	
9	浦和区	立看板	3	令和2年11月6日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月6日	17時00分	
10	浦和区	はり札	7	令和2年11月6日	15時00分 から 16時00分	令和2年11月6日	16時00分	
11	桜区	はり札	3	令和2年11月6日	15時00分 から 16時00分	令和2年11月6日	16時00分	
12	中央区	はり札	6	令和2年11月6日	15時00分 から 16時00分	令和2年11月6日	16時00分	
13	中央区	立看板	1	令和2年11月6日	15時00分 から 16時00分	令和2年11月6日	16時00分	
14	桜区	立看板	1	令和2年11月6日	15時00分 から 16時00分	令和2年11月6日	16時00分	
15	緑区	はり札	61	令和2年11月6日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月6日	17時00分	
16	中央区	はり札	55	令和2年11月10日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月10日	17時00分	
17	中央区	立看板	1	令和2年11月10日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月10日	17時00分	
18	南区	はり札	61	令和2年11月13日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月13日	17時00分	
19	南区	立看板	1	令和2年11月13日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月13日	17時00分	
20	南区	はり札	21	令和2年11月16日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月16日	17時00分	

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和2年12月7日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
21	南区	はり札	57	令和2年11月17日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月17日	17時00分	
22	桜区	はり札	7	令和2年11月18日	9時30分 から 12時00分	令和2年11月18日	12時00分	
23	中央区	はり札	1	令和2年11月18日	9時30分 から 12時00分	令和2年11月18日	12時00分	
24	浦和区	はり札	2	令和2年11月19日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月19日	17時00分	
25	浦和区	立看板	4	令和2年11月19日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月19日	17時00分	
26	浦和区	はり札	54	令和2年11月20日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月20日	17時00分	
27	浦和区	はり札	51	令和2年11月24日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月24日	17時00分	
28	浦和区	はり札	2	令和2年11月26日	14時00分 から 16時00分	令和2年11月26日	16時00分	
29	緑区	はり札	53	令和2年11月27日	8時30分 から 17時00分	令和2年11月27日	17時00分	
30								
31	計	はり札	494					
32		立看板	32					

さいたま市告示第1738号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和2年12月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和2年12月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1740号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和2年12月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1741号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和2年12月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字北宿2500番1、2500番2、2500番3、2500番4、2500番5、2500番6、2500番7、2500番8、2500番9、2500番10、2500番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市緑区大字三室2495-3

ジャパン・ナビゲーション株式会社 代表取締役 渡邊 勝久

3 許可番号

令和2年9月9日

第開-S2020048号

4 検査済証番号

令和2年12月7日

第完-S2020048号

さいたま市告示第1743号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(1) はり札 528枚

(2) 立看板 26個

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり（別紙省略）

3 保管場所

さいたま市北区本郷町1872番地

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市 都市局北部都市・公園管理事務所 管理課 都市管理係

(2) 電話 048（646）3178

さいたま市告示第1744号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都杉並区宮前一丁目15番13号
- (2) 氏名 株式会社ホーク・ワン 代表取締役 菊池 健太

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区辻四丁目2040番1、2040番2
- (2) 指定の年月日 令和2年12月9日
- (3) 指定の番号 第南20-013号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 11.84m

さいたま市告示第1745号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年12月15日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
12月 4日	猫	見沼区南中野	雑種	メス	茶トラ	1~2ヶ月	無	
12月 8日	猫	中央区本町西	雑種	メス	キジ白	3~6歳	無	負傷動物 左耳V字 カット

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1746号

令和2年7月豪雨による被災納税者に対するさいたま市市税の申告等の期限を次のとおりとする。

令和2年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

令和2年8月14日付さいたま市告示第1238号において別途さいたま市告示で定めることとされている期日は、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。ただし、特別徴収の方法によって徴収する個人の市民税に係る納期限については令和3年2月10日とする。

さいたま市告示第1747号

公印の改刻をしたので、さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）第15条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 改刻した公印の種類及び個数

- | | | |
|----------------|---------------------|-----|
| (1) 消防局専用 | さいたま市長印 | 1 個 |
| (2) | さいたま市南部都市・公園管理事務所長印 | 1 個 |
| (3) 高齢介護課 | さいたま市浦和区出納員領収印 | 1 個 |
| (4) 大宮駅支所 | さいたま市大宮区現金取扱員領収印 4 | 1 個 |
| (5) 高齢介護課 | さいたま市大宮区現金取扱員領収印 | 1 個 |
| (6) 東大宮支所 | さいたま市見沼区現金取扱員領収印 2 | 1 個 |
| (7) 東大宮支所 | さいたま市見沼区現金取扱員領収印 3 | 1 個 |
| (8) 高齢介護課 | さいたま市中央区現金取扱員領収印 | 1 個 |
| (9) 西浦和駅市民の窓口 | さいたま市桜区現金取扱員領収印 2 | 1 個 |
| (10) 大久保支所 | さいたま市桜区現金取扱員領収印 4 | 1 個 |
| (11) 東浦和駅市民の窓口 | さいたま市緑区現金取扱印領収印 1 | 1 個 |
| (12) 東浦和駅市民の窓口 | さいたま市緑区現金取扱印領収印 2 | 1 個 |
| (13) 三室支所 | さいたま市緑区現金取扱印領収印 4 | 1 個 |

2 改刻した公印の印影

別紙のとおり（別紙省略）

3 使用開始年月日

令和3年1月1日

さいたま市告示第1748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区上落合五丁目749番10、749番11、749番13、749番28、749番30、749番40、大宮区吉敷町二丁目31番7の一部、31番12、31番14、31番16、31番17、31番18、31番19、31番20（うち第二工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都板橋区前野町五丁目5番2号
学校法人大乗淑徳学園 理事長 長谷川 匡俊
- 3 許可番号
令和元年9月25日
第 開 - S 2 0 1 9 0 4 1 号
- 4 検査済証番号
令和2年12月9日
第 完 2 S 2 0 1 9 0 4 1 号

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1749号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1750号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和2年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1751号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和2年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1752号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和2年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第1753号

介護保険法（平成9年法律第123号）第104条第1項第6号及び第9号、第77条第1項第3号及び第6号、第115条の9第1項第3号及び第6号の規定により、指定の一部の効力の停止を次のとおりしたので、同法第104条の2第3号、第78条第3号及び第115条の10第3号の規定により告示する。

令和2年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 対象事業者

法 人 名：医療法人 興仁会

所 在 地：埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1388番地

代 表 者：理事長 加藤 興一

2 対象事業所

(1) 指定の一部の効力の停止

事 業 所 名：介護老人保健施設エリジオン大和田

所 在 地：埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1393番地1

サービスの種類：介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

処 分 の 内 容：令和3年1月1日から令和3年12月31日まで1年間における新規利用者の受入停止及び令和3年1月1日から令和3年6月30日まで6ヵ月間における介護報酬3割減額

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048（829）1265

さいたま市告示第1754号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受ける者の氏名等

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局南部市税事務所資産課税課

(2) 電話 048（829）1570

さいたま市告示第1755号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年12月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和2年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

2 送達を受ける者の氏名等

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所資産課税課

(2) 電話 048（646）3114

さいたま市告示第1756号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条に規定する公示送達を次のとおり指定したので、同法第20条の2及び同条例第7条により告示する。

令和2年12月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和2年度 市民税・県民税納税通知書

2 指定した送達を受けるべき者

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

さいたま市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課

(2) 電話 048（646）3103

さいたま市告示第1757号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ルミネ大宮

所在地 さいたま市大宮区錦町630番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名 称 東日本旅客鉄道株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 深澤 祐二

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

イ 名 称 株式会社ルミネ

代表者氏名 代表取締役社長 森本 雄司

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）(株)ルミネを含む 166社 別表（別表省略） 小売業者一覧表（変更前）参照

（変更後）(株)ルミネを含む 174社 別表（別表省略） 小売業者一覧表（変更後）参照

(4) 変更の年月日

別表 小売業者一覧表（変更前）及び別表（別表省略） 小売業者一覧表（変更後）参照

(5) 変更する理由

小売業者の退店、新規入店、名称変更、住所変更、代表者氏名変更等による

2 届出年月日

令和2年12月4日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年12月11日から令和3年4月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年12月11日から令和3年4月12日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1758号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）ニトリさいたま中央店
所在地 さいたま市中央区鈴谷四丁目700 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 株式会社ニトリ
代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄
住 所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 （仮称）ニトリさいたま中央店
代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄
住 所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年8月4日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,997㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗ピロティ駐車場 駐車場①	56台
隔地駐車場 駐車場②	17台
合 計	73台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗1階南側 駐輪場①	141台
店舗1階南側 駐輪場②	23台
店舗1階西側 駐輪場③	22台
店舗1階東側 駐輪場④	18台
合 計	204台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

位 置	面 積
店舗1階西側 荷さばき施設	52㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量	備 考
廃棄物保管施設 a	9.72 m ³	紙製廃棄物
廃棄物保管施設 b	0.35 m ³	金属製廃棄物
廃棄物保管施設 c	0.35 m ³	ガラス製廃棄物
廃棄物保管施設 d	8.10 m ³	プラスチック製廃棄物
廃棄物保管施設 e	1.62 m ³	生ごみ等
廃棄物保管施設 f	1.05 m ³	その他可燃性廃棄物
小 計	21 m ³	※小数点以下四捨五入

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前9時00分	午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	利用可能時間帯
店舗ピロティ駐車場 駐車場①	午前8時30分～午後9時30分
隔地駐車場 駐車場②	午前8時30分～午後9時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数
店舗ピロティ駐車場 出入口	3箇所
隔地駐車場 出入口	2箇所
合 計	5箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗1階西側 荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

令和2年12月3日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年12月11日から令和3年4月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048（829）1944

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号

電話 048（840）6013

FAX 048（840）6160

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年12月11日から令和3年4月12日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1759号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年12月11日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和2年度 市民税・県民税納税通知書

平成31年度 市民税・県民税納税通知書

平成30年度 市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

（1） 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係

（2） 電話 048（829）1387

さいたま市告示第1760号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年12月11日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和2年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

（1） 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第1係

（2） 電話 048（829）1386

さいたま市告示第1761号

さいたま市統計調査条例（平成13年さいたま市条例第16号）第2条の適用を受ける統計調査を次のとおり行うこととしたので、第3条の規定により告示する。

令和2年12月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 調査の名称

さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査

2 目的

さいたま市総合振興計画（後期基本計画）の着実な推進を図るために設けた「成果指標」の現状を把握するため。

3 事項

日常生活において取り組んでいる活動・行動（自然環境の保全、生涯学習、スポーツ、文化芸術など）について調査する。

4 範囲

さいたま市全域の満20歳から79歳までの住民

5 期間

令和3年1月8日から1月23日まで

6 方法

調査票を直接対象者に郵送・配布し、自計申告されたものを回収する郵送自計方式とする。

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市戦略本部都市経営戦略部

(2) 電話 048（829）1035

さいたま市告示第1762号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年12月 5日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 118台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/12/07	南浦和駅西口	埼玉県警19-194442270	B7D02553		
2020/12/07	西浦和駅	埼玉県警18-8462002	SSH003243		
2020/12/08	南浦和駅西口	赤羽F-59693	63C7544		
2020/12/08	武蔵浦和駅	高井戸F-31420	0C201505333		
2020/12/08	武蔵浦和駅	埼玉県警19-191622995	SSK344127		
2020/12/09	南浦和駅東口	埼玉県警19-193894414	A18PL13952		
2020/12/09	武蔵浦和駅	埼玉県警20-204973946	SUI018943		
2020/12/10	南浦和駅西口	埼玉県警14-4609113	A14AG82925		
2020/12/11	武蔵浦和駅	埼玉県警19-193858767	VF19E00468		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/12/07	大宮駅東口	埼玉県警15-5498480	A15AG46099		
2020/12/07	土呂駅西口	埼玉県警18-8139912	?BKB47127N		
2020/12/07	東大宮駅東口	不明	SNK452609		
2020/12/07	東大宮駅西口	埼玉県警17-7004066	A12AL33456		
2020/12/07	七里駅	埼玉県警18-8185572	CBCD1925		
2020/12/08	大宮駅西口	埼玉県警14-4497006	G130806420		
2020/12/08	北大宮駅	埼玉県警19-192925924	STSBY02369		
2020/12/08	北大宮駅	埼玉県警16-6352028	B160368949		
2020/12/09	大宮駅東口	埼玉県警04-4093438	K3B0825		
2020/12/09	大宮駅東口	埼玉県警17-7175796	S3601247		
2020/12/09	大宮駅西口	埼玉県警18-8012245	A17AF52125		
2020/12/09	大宮駅西口	埼玉県警16-6012770	H5J00705		
2020/12/09	大宮駅西口	埼玉県警20-204559198	A19AC15420		
2020/12/09	宮原駅西口	埼玉県警14-4319590	4A80859		
2020/12/10	大宮駅東口	埼玉県警18-8455673	VF18F00457		
2020/12/10	大宮駅西口	王子B-94845	B5K86885		
2020/12/10	土呂駅西口	埼玉県警04-4280413	4H135639		
2020/12/10	西大宮駅北口	埼玉県警16-6477157	A16AA18543		
2020/12/11	大宮駅東口	埼玉県警19-191108655	H8J20971		
2020/12/11	大宮駅東口	埼玉県警17-7182828	SB605149		
2020/12/11	大宮駅西口	埼玉県警17-741???1	S7C232008		
2020/12/11	土呂駅東口	不明	IC730681A		
2020/12/11	東大宮駅東口	埼玉県警14-4434059	4P00606		
2020/12/11	日進駅	埼玉県警20-201681057	T9CBG397		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/12/07	浦和駅西口	埼玉県警19-194438630	FC9G03464		
2020/12/07	与野駅東口	埼玉県警18-8364002	SC791139		
2020/12/07	与野駅東口	埼玉県警17-7210752	A17AA85569		
2020/12/07	北与野駅	不明	0P01257		
2020/12/08	北浦和駅東口	埼玉県警20-204495840	SUF314433		
2020/12/08	北浦和駅西口	埼玉県警13-3355303	S3D08485		
2020/12/08	新都心駅西口	埼玉県警20-204558531	SUI320853		
2020/12/08	南与野駅	埼玉県警07-7483735	SHE07053		
2020/12/09	浦和駅西口	埼玉県警20-202930875	V191124045		
2020/12/09	新都心駅西口	埼玉県警14-4122624	B3X09741		
2020/12/10	浦和駅東口	不明	ASYZ862872		
2020/12/10	浦和駅西口	埼玉県警17-7472607	S7H206732		
2020/12/10	浦和駅西口	埼玉県警20-203406770	STTAY05142		
2020/12/10	浦和駅西口	埼玉県警16-6476526	KG6B01839		
2020/12/10	浦和駅西口	埼玉県警20-202891594	STSLF01157		
2020/12/10	浦和駅西口	埼玉県警20-203109962	ZXL2039987		
2020/12/10	北浦和駅西口	宮城県警02705026	K8X49420		
2020/12/11	北浦和駅西口	埼玉県警11-1108102	SH064792		
2020/12/11	北与野駅	埼玉県警13-3156561	SMK032918		
2020/12/11	北与野駅	埼玉県警20-204301719	F20778244		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/12/07	岩槻駅	埼玉県警19-191624670	A18AJ47511		
2020/12/07	岩槻駅	埼玉県警18-8334706	SVSE01057		
2020/12/07	岩槻駅	不明	WE10030472		
2020/12/08	岩槻駅	千葉県警ハ-174919	F50220313		
2020/12/08	岩槻駅	不明	ZXL2039103		
2020/12/08	岩槻駅	埼玉県警19-193212786	HA580294		
2020/12/11	岩槻駅	埼玉県警19-190236960	A18AK03004		
2020/12/11	岩槻駅	埼玉県警15-5477812	T65AG604		
2020/12/11	岩槻駅	埼玉県警19-192771137	T3CAG119		

合計: 62台

さいたま市告示第1763号

令和3年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和2年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字製本封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) ① 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」、「文書管理」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けていること。

(5) 平成30年度以降に県又は人口20万人以上の地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
担当 高齢者医療係 電話 048（829）1278

(2) 交付期間

公告の日から令和2年12月22日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年12月24日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年1月7日（木）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 地下第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年1月7日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
電話 048(829)1278 FAX 048(829)1947

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1764号

令和3年度さいたま市後期高齢者健康診査等受診券作成・印字・封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度さいたま市後期高齢者健康診査等受診券作成・印字・封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」又は「文書管理」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 平成30年度以降に、県又は人口20万人以上の地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
担当 高齢者医療係 電話 048（829）1278

(2) 交付期間

告示の日から令和2年12月22日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年12月24日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年1月7日（木）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年1月7日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
電話 048(829)1278 FAX 048(829)1947

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1765号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
- (2) 氏名 積水ハウス不動産東京株式会社 代表取締役 島貫 利一

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字南中野字猿花908番10、911番7
- (2) 指定の年月日 令和2年12月11日
- (3) 指定の番号 第北20-024号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 26.85m

さいたま市告示第1766号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R2市道41667号線）」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-4365-124								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R2市道41667号線）								
工事場所	さいたま市西区大字昭和地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで								
概要	延長635.0m 幅員3.0m 道路土工 掘削360m ³ 舗装工 表層（再生密粒度As-13、t=5cm）1780m ² 上層路盤（RM-40、t=15cm）1780m ² 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年12月23日（水）午前9時から 令和2年12月25日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年1月6日（水）午前9時から 令和3年1月7日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年1月8日（金）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知し工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年12月14日（月）から							
	質問受付期間	令和2年12月14日（月）午前9時から 令和2年12月22日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年12月25日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-5207-123								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月24日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 拡声設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 昇降機設備工事一式 防火扉制御設備工事一式 構内配線回路工事一式 外								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年1月6日（水）午前9時から 令和3年1月8日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年1月12日（火）午前9時から 令和3年1月13日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年1月14日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿掲載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年12月14日（月）から							
	質問受付期間	令和2年12月14日（月）午前9時から 令和3年1月5日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年1月8日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-5207-124							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（機械設備）工事							
工事場所	さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月24日まで							
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式 外							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年1月6日（水）午前9時から 令和3年1月8日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年1月12日（火）午前9時から 令和3年1月13日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年1月14日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	管工事業 A級かつ資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上					
		その他の構成員	管工事業 A級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
その他の構成員		さいたま市内に、本店を有していること。						
施工実績等	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年12月14日（月）から						
	質問受付期間	令和2年12月14日（月）午前9時から 令和3年1月5日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年1月8日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	「さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-3292-11								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	江川土地区画整理事業 調整池排水機場掘削外工事（R2）								
工事場所	さいたま市岩槻区宮町1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和3年3月29日まで								
概要	土工 掘削工 1150 m ³ 盛土工 790 m ³ 埋戻工 1100 m ³ 護岸工 鋼矢板設置工 67 枚 鋼矢板撤去工 69 枚 地盤改良工 高圧噴射攪拌工 2 本 付帯工一式								
予定価格（税込）	70,213,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年1月6日（水）午前9時から 令和3年1月8日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年1月12日（火）午前9時から 令和3年1月13日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年1月14日（木）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年12月14日（月）から							
	質問受付期間	令和2年12月14日（月）午前9時から 令和3年1月5日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年1月8日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	-								
工事担当課	さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号 さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所 電話 048-790-0236								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-4487-33								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	谷田排水区下水道工事（南建-R2-2010）								
工事場所	さいたま市浦和区領家4丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年5月31日まで								
概要	延長126.1m 管きょ工 開削（管径600mm、硬質塩ビ管）115.6m（管径1100mm、強化プラスチック複合管）10.5m マンホール工 組立1号マンホール2箇所 組立箱型マンホール1箇所 取付管およびます工一式 付帯工一式								
予定価格（税込）	53,911,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年1月6日（水）午前9時から 令和3年1月8日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年1月12日（火）午前9時から 令和3年1月13日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年1月14日（木）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年12月14日（月）から							
	質問受付期間	令和2年12月14日（月）午前9時から 令和3年1月5日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年1月8日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1767号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 埼玉県川口市芝四丁目1番4号
- (2) 氏名 株式会社コスモホーム 代表取締役 青山 渉

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区上木崎六丁目541番123、同番372、同番374
- (2) 指定の年月日 令和2年12月14日
- (3) 指定の番号 第南20-014号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.99m

さいたま市告示第1768号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市北区宮原町一丁目463番地3
- (2) 氏名 株式会社サンシティホーム 代表取締役 小森谷 一男

2 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字中川字諏訪772番20の一部
- (2) 廃止の年月日 令和2年12月11日
- (3) 廃止の番号 第北廃20-004号
- (4) 道路の幅員 4.20m
- (5) 道路の延長 25.30m

さいたま市告示第1769号

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、保存緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和2年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地

（1）指定期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

（2）指定番号、所在地、地目、指定地積、区域面積

別添のとおり

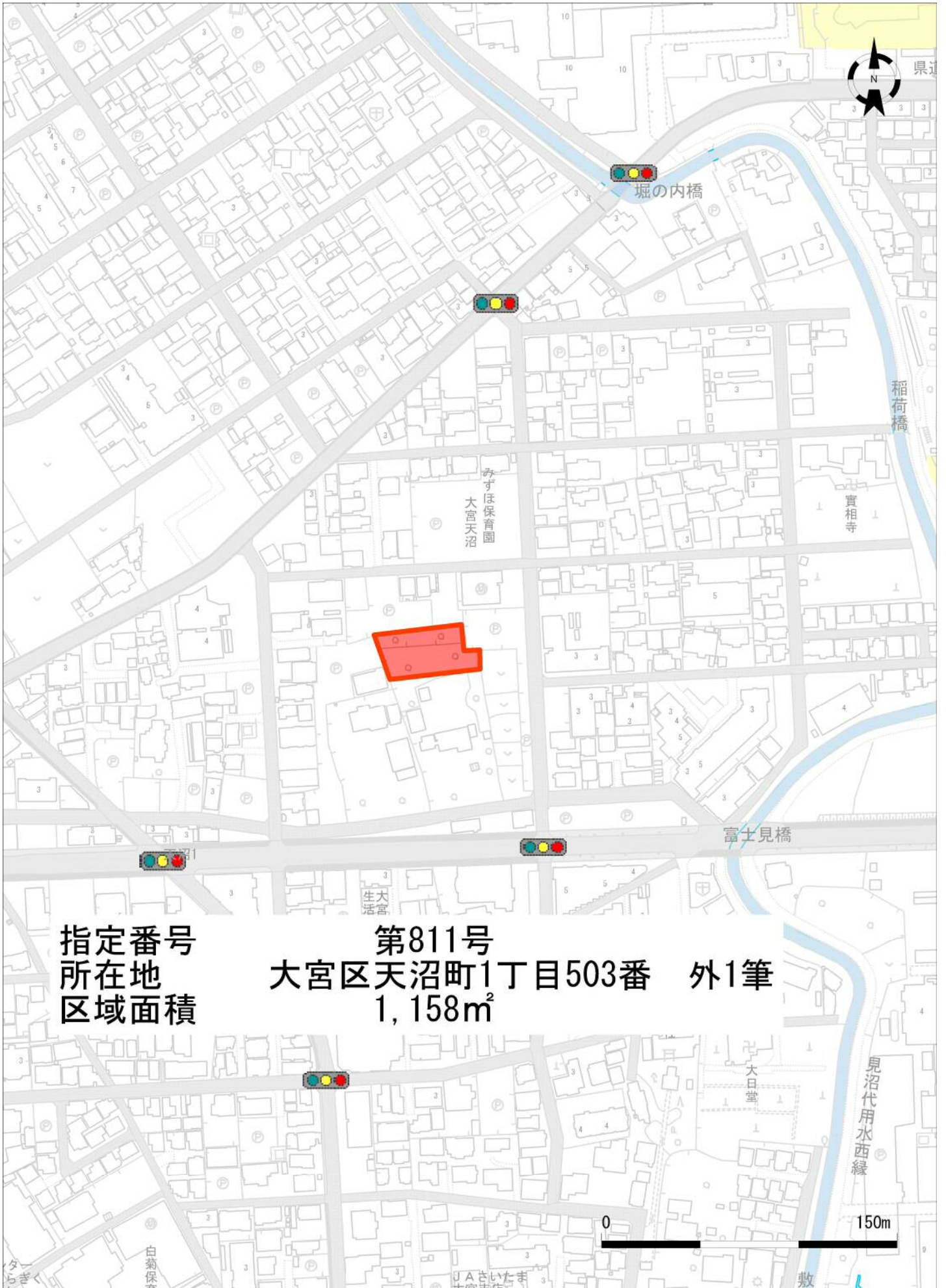
（3）図面

別添のとおり

さいたま市保存緑地指定（更新）地区一覧

指定番号	所在地	地目	指定地積 (㎡)	区域面積 (㎡)
811	大宮区天沼町1丁目503番	山林	638.00	1,158.00
	大宮区天沼町1丁目508番の一部	宅地	520.00	
812	見沼区島町407番1の一部	山林	514.00	514.00
合 計			1,672.00	1,672.00

計	地区数	2地区
	筆数	3筆
	地権者数	3名



指定番号
所在地
区域面積

第811号
大宮区天沼町1丁目503番 外1筆
1, 158m²



指定番号
所在地
区域面積

第812号
見沼区島町407番1の一部
514㎡

さいたま市告示第1770号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区西大宮二丁目18番61、18番68、18番69、18番70、18番71、18番72、18番73、18番74、18番75、18番76、18番77、18番78、18番79、18番80、18番81

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社 中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和2年11月26日

第変-N2020075号

4 検査済証番号

令和2年12月14日

第完-N2020075号

さいたま市告示第1771号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定によるさいたま都市計画事業指扇土地区画整理審議会委員の選挙期日を令和3年3月14日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により告示する。なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 縦覧場所

- (1) 住所 さいたま市北区日進町2丁目1864番地10
- (2) 名称 日進・指扇周辺まちづくり事務所

2 縦覧期間

- (1) 期間 令和3年1月20日から令和3年2月2日まで
- (2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所管理係
- (2) 電話 048（871）7850

さいたま市告示第1772号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第1773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま都市計画事業大門第二特定土地区画整理事業44街区5-4画地、5-5画地、5-6画地、5-7画地、5-8画地、5-9画地、5-10画地、5-11画地、5-12画地、5-13画地、5-14画地、5-15画地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅 代表取締役 品川典久

3 許可番号

令和2年10月22日

第 開 - S 2 0 2 0 0 5 6 号

4 検査済証番号

令和2年12月14日

第 完 - S 2 0 2 0 0 5 6 号

さいたま市告示第1774号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用開始について、次のとおり告示する。

令和2年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

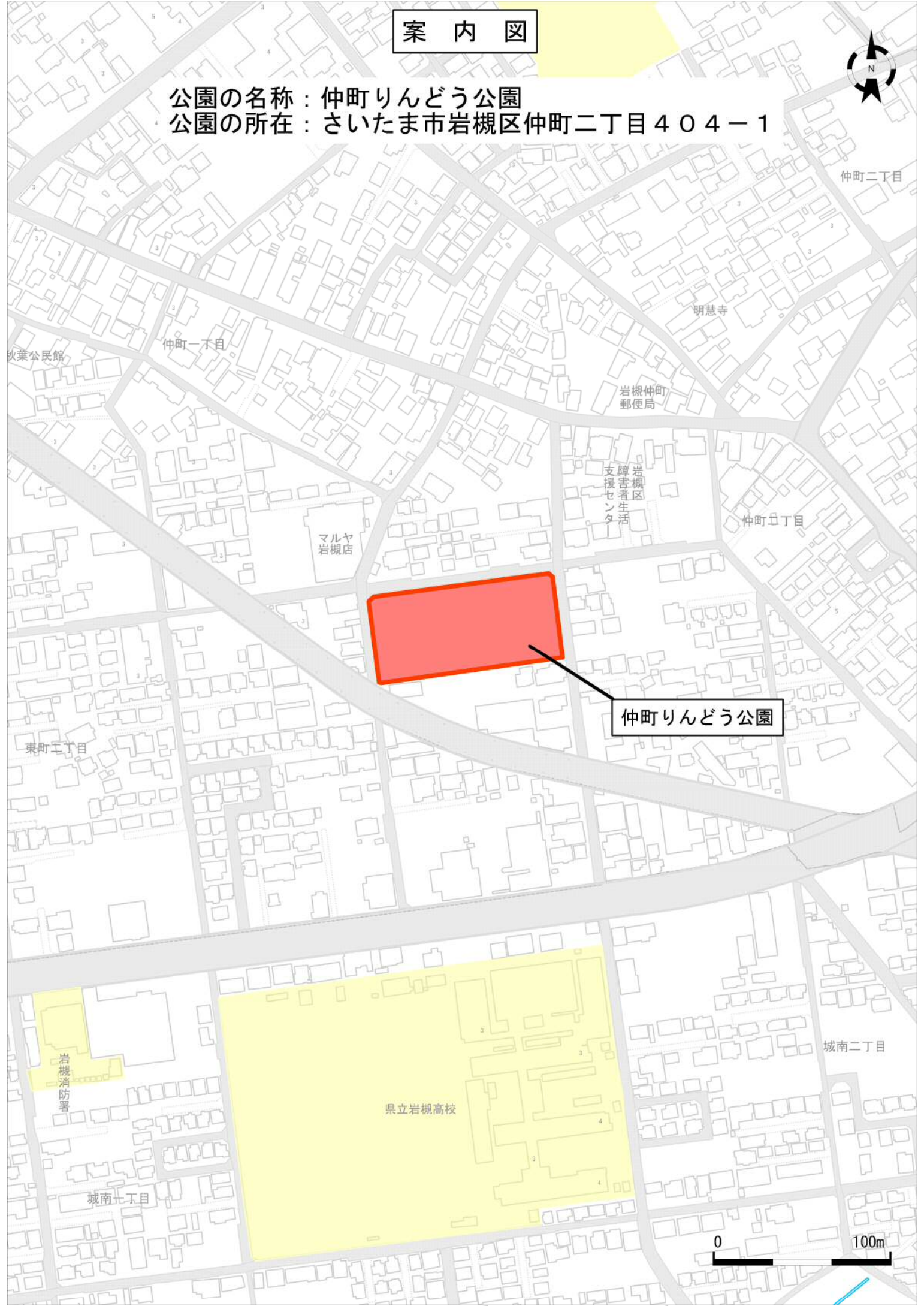
1 供用開始する公園

番号	名称	位置	区域	供用開始の期日
1	仲町りんどう公園	岩槻区仲町二丁目 404番1	別添図面 のとおり	令和2年12月15日

案内図



公園の名称：仲町りんどう公園
公園の所在：さいたま市岩槻区仲町二丁目404-1



仲町二丁目

明慧寺

仲町一丁目

秋葉公民館

岩槻仲町郵便局

マルヤ岩槻店

岩槻区
障害者生活
支援センタ

仲町五丁目

仲町りんどう公園

東町二丁目

城南二丁目

県立岩槻高校

岩槻消防署

城南七丁目



さいたま市告示第1775号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヤオコー西大宮店

所在地 さいたま市西区西大宮四丁目5番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ヤオコー

代表者氏名 代表取締役 川野 澄人

住 所 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗東側 駐輪場①	35台
店舗東側 駐輪場②	16台
店舗東側 駐輪場③	22台
店舗東側 駐輪場④	90台
合計	163台

(変更後)

位置	収容台数
店舗東側 駐輪場①	23台
店舗東側 駐輪場②	24台
店舗東側 駐輪場③	116台
合計	163台

(4) 変更する年月日

令和3年8月10日

(5) 変更する理由

駐輪場運用変更のため。

2 届出年月日

令和2年12月9日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年12月15日から令和3年4月15日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番1号

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年12月15日から令和3年4月15日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944